

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年10月25日
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	酒井 隆
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	D I A Mアジアソブリン債券ファンド（毎月決算型）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年9月13日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、
繰上償還(信託終了)に伴う所要の変更等を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(5)【申込手数料】

<訂正前>

お申込日の翌営業日の基準価額に、2.70%^{*}(税抜2.50%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

*消費税率が10%になった場合は、2.75%となります。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

お申込日の翌営業日の基準価額に、2.75%(税抜2.50%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

<訂正前>

継続申込期間：2019年9月14日から2020年3月13日まで^(注)

シンガポール証券取引所、マレーシア証券取引所、シンガポールの銀行、マレーシアの銀行のいずれかの休業日に該当する日(以下、「海外休業日」という場合があります。)には、お申込みの受付を行いません。

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(注)繰上償還(信託終了)が決定した場合には、購入の申込期間は2019年10月25日までとなります。繰上償還(信託終了)については(12)その他をご参照ください。

<訂正後>

継続申込期間：2019年9月14日から2019年10月25日まで

シンガポール証券取引所、マレーシア証券取引所、シンガポールの銀行、マレーシアの銀行のいずれかの休業日に該当する日(以下、「海外休業日」という場合があります。)には、お申込みの受付を行いません。

(12)【その他】

<訂正前>

(略)

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

<繰上償還（信託終了）の予定について>

当ファンドは、信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）するための手続きを行います。

1. 繰上償還（信託終了）を行う理由

当ファンドは2014年12月15日に設定し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目的として運用を行ってまいりました。しかしながら2019年5月末時点の受益権口数が約2億口と信託約款に定める繰上償還の目安となる口数（10億口）を下回っているため、信託約款の規定に基づき信託を終了する予定です。

2. 繰上償還（信託終了）の日程

受益者の確定日	2019年9月18日
書面による議決権の行使期限	2019年10月16日まで
書面決議の日（繰上償還（信託終了）の可否が決定される日）	2019年10月17日
繰上償還（信託終了）予定日	2019年11月21日

3. 書面による決議（書面決議）について

・書面による議決権の行使については、2019年9月18日現在の受益者の皆さまを対象としております。2019年9月19日以降に取得された受益権口数（2019年9月14日以降に取得申込みをされた受益権口数）は書面決議の手続きの対象とはなりませんので、ご了承ください。

・書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。また、書面決議において否決された場合には、当ファンドの繰上償還（信託終了）は行いません。

書面決議の結果は、2019年10月17日（書面決議の日）以降、委託会社のホームページ（<http://www.am-one.co.jp/>）でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

(略)

<訂正後>

(略)

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

< 繰上償還(信託終了)について >

当ファンドにつきましては、2019年9月18日付の書面にて受益者の皆さまへ繰上償還に関するお知らせを行い、2019年10月16日まで受益者の皆さまからの議決権の行使を受け付けました。

この結果、書面決議において、基準日である2019年9月18日時点での受益者の議決権の3分の2以上の賛成が得られましたので、2019年11月21日に繰上償還(信託終了)を実施させていただきます。

(略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に $2.70\%^{*}$ （税抜2.50%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

*消費税率が10%になった場合は、2.75%となります。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

<訂正後>

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に 2.75% （税抜2.50%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

ファンドの日々の純資産総額に対して年率 $1.62\%^{*}$ （税抜1.50%）

*消費税率が10%になった場合は、年率1.65%となります。

信託報酬の配分は各販売会社の取扱純資産額に応じて以下の通りとします。

信託報酬の配分（税抜）			
各販売会社の取扱純資産額	委託会社	販売会社	受託会社
200億円以下の部分	年率0.73%	年率0.73%	年率0.04%
200億円超の部分	年率0.70%	年率0.76%	年率0.04%
主な役務	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。
 税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

< 訂正後 >

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.65%（税抜1.50%）

信託報酬の配分は各販売会社の取扱純資産額に応じて以下の通りとします。

信託報酬の配分（税抜）			
各販売会社の取扱純資産額	委託会社	販売会社	受託会社
200億円以下の部分	年率0.73%	年率0.73%	年率0.04%
200億円超の部分	年率0.70%	年率0.76%	年率0.04%
主な役務	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。
 税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

< 訂正前 >

（略）

- ・お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に、 $2.70\%^{*}$ （税抜2.50%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

*消費税率が10%になった場合は、2.75%となります。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（略）

< 訂正後 >

（略）

- ・お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に、 2.75% （税抜2.50%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(略)

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

信託期間は、2014年12月15日(設定日)から原則として2024年12月13日までです。(注)

下記(5)イ.の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(注)繰上償還(信託終了)が決定した場合には、信託期間は2019年11月21日までとなります。

<訂正後>

信託期間は、2014年12月15日(設定日)から2019年11月21日までです。